

建設国保 函館News

令和6年3月号

令和6年3月吉日

発行所

建設連合・函館地方建設組合

〒040-0032 函館市新川町21番5号

TEL.0138-26-3861 FAX.0138-23-5411

令和6年度健康保険料のお知らせ

令和6年2月17日（土）建設連合国民健康保険組合第117回組合会が開催され令和6年度の事業計画及び予算案が審議・可決されました。

令和6年度の保険料・介護保険料は据え置きで変更ありません。今後とも、建設連合国民健康保険組合の運営に何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度の保険料・介護保険料・組合費は以下のとおりです。

医療給付費分等保険料(医療保険+後期高齢者支援金保険料)

組合員	一人月額	医療保険分	後期高齢者支援金	家族	一人月額	医療保険分	後期高齢者支援金
～19歳	8,000円	4,600円	3,400円	0歳	0円	0円	0円
20-24歳	10,000円	6,600円	3,400円	1-6歳	5,400円	2,000円	3,400円
25-29歳	13,000円	9,600円	3,400円	7-18歳	5,400円	2,000円	3,400円
30-39歳	17,000円	13,600円	3,400円	19-64歳	6,400円	3,000円	3,400円
40-49歳	20,000円	16,600円	3,400円	65歳～	7,400円	4,000円	3,400円
50-64歳	22,700円	19,300円	3,400円	介護保険料(40-64歳)	一人月額		3,700円
65歳～	22,900円	19,500円	3,400円	組合費	2,500円		

※4月の初めに当組合より国民健康保険料納入告知書を送付致します。

納入告知書には組合費2,500円が記載されていません。組合費の2,500円を足した金額が1ヶ月の支払金額となります。

国保組合が医療機関に支払う医療費は組合員の皆様の保険料と国からの補助金から支払われています。**医療費の増加は保険料の引き上げにつながります。**

医療費をできるだけ抑制するために被保険者の皆様の健康維持や病気の早期発見による重症化予防を図るための取り組みを行っています。

令和5年度からはあらたにヘルスケアポイント制度を導入し、被保険者の健康の維持及び促進を図りつつ、将来の医療費の抑制に努めることとしています。

被保険者の皆様も増え続ける医療費を適正な伸びにするため、「上手な受診」「自らの健康づくり」に引き続きご協力をお願い致します。



組合員資格の再確認調査について

建設連合国民健康保険組合では、2年に1度の保険証更新時に組合員資格の再確認調査を実施します。※令和5年4月1日以降に建設国保へ加入した方は再確認調査の対象ではありません。

再確認の項目は ①住所の確認 ②業種の確認 ③状況の確認です。

調査では、組合員の皆様にご郵送いたします「**組合員資格を再確認するための確認票**」と下記の証拠書類を提出していただきます。

締め切りは **5月31日(金)** までとなります。書類を提出していただけない場合は当国保組合の加入資格要件に適合していることが確認できない為、**組合員資格を職権により喪失させること**となります。必ず期日までに提出お願い致します。

証拠書類は、全面をコピーして提出してください。(キリトリはダメです。)

① 確定申告書B (第一表と第二表の両方が必要です。)

【年】
令和5年(2023)年分

【個人番号】
個人番号が記載されない「控用」のコピーを提出してください。「税務署提出用」のコピーしか手元がない場合は、個人番号をマジックで塗りつぶしてください。

第一表

確定申告書B (第一表)

収入金額等
所得金額

【職業】
職業欄で業種を確認します。建設業に従事していることがわかるよう正しく記入してください。
* 職業欄が空欄であったり、会社員、自営業、販売、修理などが記載されている場合、業種が確認できません。
ただし、例えば屋号・雅号欄で「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの屋号の場合、業種が確認できるとみなします。

第二表

確定申告書B (第二表)

所得の源泉徴収額
所得控除

【事業専従者の方へ】
事業専従者に関する事項
* 一緒に仕事をしている配偶者や子息の事業専従者(「一人親方」又は「個人事業所の事業主」と住所及び生計を同一にしている方)としての扱いになっているために、ご自身で確定申告をされていない場合は、その配偶者や子息の確定申告書Bの第一表・第二表(事業専従者に関する事項に氏名が記載されているもの)のコピーが必要です。

【営業収入(又は営業所得)】
金額を伏せたい方は、マジックで1,000円以上のケタを塗りつぶしてください。
なお、すべての桁を塗りつぶした場合は、無効となり、再度提出していただきます。

【給与所得】
金額を伏せたい方は、マジックで1,000円以上のケタを塗りつぶしてください。
なお、すべての桁を塗りつぶした場合は、無効となり、再度提出していただきます。

② 源泉徴収票

【年】
令和5年(2023)年分

【個人番号】
個人番号が記載されない「受給者交付用」のコピーを提出してください。「受給者交付用」以外のコピーしか手元がない場合は、個人番号をマジックで塗りつぶしてください。

【給与所得】
金額を伏せたい方は、マジックで1,000円以上のケタを塗りつぶしてください。
なお、すべての桁を塗りつぶした場合は、無効となり、再度提出していただきます。

【事業所名】
事業所名が「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの屋号の場合は、業種が確認できるとみなします。
ただし、支払者欄で業種が確認できない場合は、**雇用証明書**など別の書類が必要です。

就職・引越し・就学等の各種変更手続きについて

★就職して、その会社の健康保険に入った場合、減少手続きが必要になります。

必要なもの

- ・新しい保険証コピー ・該当者、組合員のマイナンバー
- ・当組合の保険証本体（回収します） ・印鑑

※多くいただいた保険料は2.3ヶ月後に保険料と相殺になります。



★引っ越しで住所が変更になった場合、住所変更の手続きが必要です。

必要なもの

- ・世帯全員の住民票(一人でも世帯全員分)
- ・組合員のマイナンバー
- ・当組合の加入者全員の保険証本体（回収します） ・印鑑

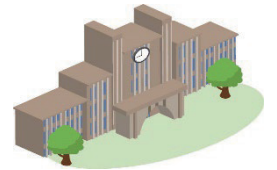
※保険証の代わりになる加入証明書をお渡しいたします。



★修学のため、子どもの住所が別になる場合、国民健康保険法第116条（修学中の被保険者の特例）手続きが必要になります。

必要なもの

- ・在学証明書 ・該当者、組合員のマイナンバー
- ・印鑑・お子様の住所（申請書に書く欄があります）



※手続きは14日以内に行ってください。

※その他にも保険証に記載されている内容に変更があった場合は届出が必要です。

産前産後期間相当分の保険料軽減について

対象となる方・届出時期

- 令和5年1月1日以降に出産した被保険者が対象です。

妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です。(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。)



国民健康保険料の軽減方法

- 当国保組合では出産月の前月から出産月の翌々付(以下「軽減対象機間」)までの出産者の保険料を還付する方式とします。

※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前からの6ヶ月が軽減対象期間です。

- 例外として令和6年1月から制度開始のため、令和5年1月1日出産した場合、令和6年1月分のみが軽減対象期間です。

※令和5年12月に出産した場合、令和6年1・2月分の保険料が軽減対象期間です。



届出に必要な書類

- ① 産前産後期間相当分の保険料軽減措置届出書
- ② 母子健康手帳のコピーなど

何かご不明な点がありましたらお問い合わせください。

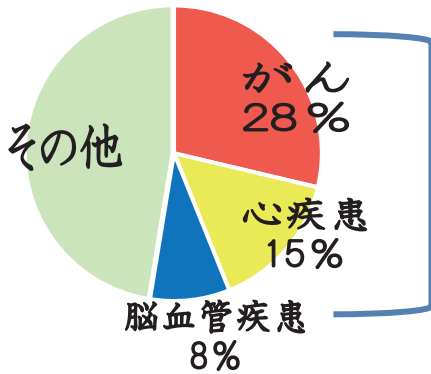
令和6年度【健康診断】日程のお知らせ

令和6年度の『健康診断の日程が決まりました。今年度は4月14日(日)、7月7日(日)、10月6日(日)の年3回を予定しています。40歳～74歳までの組合員様と当組合の保険証をお持ちのご家族の方は**無料**(年1回)で特定健診を受診できます。(16歳～39歳の方も人間ドック補助金を利用で無料です。)

知っていますか？

日本人の死因の半数以上を生活習慣病が占めています!!

日本人の死亡原因



生活習慣病

早期発見・早期治療で助かる命があります。

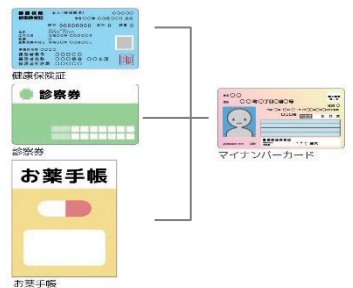
健診は一日、健康は一生。



マイナンバーカードを医療機関で使ってみませんか？

マイナンバーカードで受診するメリット

- ◆診療の情報・薬の情報も医師や薬剤師と共有でき、重複検査や重複投薬等を防ぎ、より適切な医療を受けられます。
- ◆旅行や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。
- ◆窓口での限度額以上の医療費の一時支払いが不要になります。
- ◆マイナポータルで医療費や薬の情報を確認できます。
- ◆マイナポータルで医療費通知情報が入手できるので医療費控除の確定申告が簡単にできます。



ホームページのご案内

保険証の変更申請等の確認や保養施設の案内、インフルエンザ予防接種補助金申請書等のダウンロードなどにぜひご利用ください。

ホームページアドレスは

<http://hakodate-kensetu.jp/>



スマホ版
QRコード



※右上のメニュー画面からダウンロードできます。

保険料納付期日のご案内

国保保険料(組合費含)は毎月**10日**が納期です。

毎月10日までに納入することになっています。

(例4月分は3/10まで)

納入が確認できないときは保険給付や保健事業の補助が受けられない場合があります。

窓口へ来られない場合は、ゆうちょ銀行からの引落または払込票でのお支払いが出来ます。

